



三重県公報

令和8年2月3日 (火)

第 690 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
------	------	------	-----

告 示

72	子ども・福祉部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(子ども・福祉総務課)	2
73	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(農産物安全・流通課)	2
74	同件	(同)	3
75	証紙の販売所を廃止する旨の届出	(出 納 局)	3

公 告

公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	3
同件	(同)	4
開発行為に関する工事の完了	(建 築 開 発 課)	4

告 示

三重県告示第 72 号

子ども・福祉部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 8 年 2 月 3 日

三重県知事 一見勝之

子ども・福祉部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

子ども・福祉部関係補助金等交付要綱（平成 30 年三重県告示第 240 号）の一部を次のように改正する。

別表 1(3) の表第 2 号の項（C）の欄を次のように改める。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関連施設（生活介護、就労移行支援事業所等）、障害者支援施設等の施設及び設備の整備に要する経費

別表 1(3) の表に次のように加える。

20	三重県障害福祉（障害児支援）人材確保・職場環境改善等事業費補助金	職員の処遇改善、職場環境の改善等に取り組む事業所を支援することで、障害福祉職員の確保・定着及び障害福祉サービスの質の向上を図る。	職場環境等の改善又は人件費の改善に要する経費	別に定める。	別に定める。
21	障害福祉従事者待遇改善緊急支援事業費補助金	事業所が行う障害福祉従事者に対する賃上げを支援することで、障害福祉サービスの提供に必要な人材の確保を図る。	人件費の改善に要する経費	別に定める。	別に定める。

別表 1(5) の表第 11 号の項（D）の欄を次のように改める。

補助基本額
の 2/3 以内

別表 1(5) の表に次のように加える。

42	三重県妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業費補助金	遠方の分娩取扱施設で出産する必要のある妊婦に対して交通費及び宿泊費を助成することにより、安全・安心に妊娠・出産ができる環境の実現を図る。	遠方の分娩取扱施設での出産に係る移動及び宿泊に要する経費	別に定める。	別に定める。
43	三重県妊婦に対する遠方の産科医療機関等で妊婦健診時にかかる交通費支援事業費補助金	遠方の産科医療機関等で妊婦健診を受診する必要がある妊婦に対して交通費を助成することにより、安全・安心に妊娠・出産ができる環境の実現を図る。	遠方の産科医療機関等において妊婦健診を受診する際の移動に要する経費	別に定める。	別に定める。

別表 1(7) の表第 10 号の項（D）の欄を次のように改める。

別に定める。

別表 1(7) の表第 11 号の項（D）の欄を次のように改める。

別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の子ども・福祉部関係補助金等交付要綱の規定は、令和 7 年度分の補助金等から適用する。

三重県告示第 73 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定に基づき、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がされたので、同条第 9 項の規定により公示する。

令和 8 年 2 月 3 日

三重県知事 一見勝之

1 登録年月日及び登録番号

平成 15 年 6 月 27 日 第 18 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
伊賀ふるさと農業協同組合	代表理事組合長 西口 育男	三重県伊賀市平野西町 1 番 1

3 変更内容

農産物検査員の抹消

氏名	農産物の種類	証明書番号
山崎 知宏	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2429300

三重県告示第 74 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定に基づき、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がされたので、同条第 9 項の規定により公示する。

令和 8 年 2 月 3 日

三重県知事 一見勝之

1 登録年月日及び登録番号

平成 25 年 8 月 5 日 第 53 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
松阪興産株式会社	代表取締役 中川 祐	三重県松阪市鎌田町 253 番地 5

3 変更内容

農産物検査員の追加

氏名	農産物の種類	証明書番号
若林 賢治	玄米	K242025689
淺井 友昭	玄米	K242025690

三重県告示第 75 号

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により指定した証紙の販売人から、販売所を次のとおり廃止する旨の届出がありました。

令和 8 年 2 月 3 日

三重県知事 一見勝之

販売人の名称	廃止する販売所		廃止年月日
	名 称	所 在 地	
一般社団法人 三重県畜産協会	一般社団法人 三重県畜産協会	津市栄町一丁目 891 番地	令和 8 年 1 月 31 日

公 告

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省中部地方整備局北勢国道事務所長から通知がありました。

令和 8 年 2 月 3 日

三重県知事 一見勝之

1 作業種類

公共測量（4 級基準点測量）

2 作業期間

令和 8 年 2 月 2 日から同年 5 月 29 日まで

3 作業地域

四日市市曾井町、同市高角町、同市小生町、同市川島町、同市三滝台二丁目、同市浮橋一丁目、同市浮橋二丁目、同市八王子町、同市波木町及び同市山田町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県尾鷲建設事務所長から通知がありました。

令和 8 年 2 月 3 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（用地測量）

2 作業期間

令和 8 年 2 月 2 日から同年 9 月 30 日まで

3 作業地域

尾鷲市三木里町

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 8 年 2 月 3 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 8 年 1 月 13 日	員弁郡東員町大字大木字下り松 2668-1	四日市市中川原 3 丁目 5-1 有限会社トヨタ不動産 代表取締役 豊田 晃

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
